

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（告示）の改正について
（記載方法等に関する留意点）

計2枚（本送信票除く）

vol. 57

平成18年 2月 6日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。〕

事 務 連 絡
平成 1 8 年 2 月 6 日

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島
その他の地域の基準第 6 号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める地域（告示）の改正について

標記については、平成 18 年 2 月 1 日厚生労働省介護制度改革本部より、介護制度改革インフォメーション VOL55 にて各都道府県介護保険担当課（室）及び各介護保険関係団体宛送付したところであるが、告示中の加除又は市町村名及び市町村の区域名の変更に係る様式の記載に当たっては、以下の点にご留意いただき、提出をお願いいたします。

記

1. 市町村合併等に係る区域名の変更について

市町村合併等に係る区域名の変更については、平成 1 8 年 4 月 1 日時点の区域名を記載いただきたい。なお、その際、現行の市町村又は当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域に遺漏なきよう、また、改正前と改正後の区域の関係が明らかよう記載に当たっては留意されたい。

（例）

	変更前	変更後
市町村の区域名	〇〇 ▲▲ ◎◎ ◆◆	〇〇 （▲▲は〇〇と合併） □□（□□は◎◎と◆◆ が合併）

2. 区域に係る加除修正について

(1) 今まで対象となっていた地域を除外する場合

今まで対象となっていた地域を除外する理由について、御記入いただきたい（2～3行程度。別紙可。様式自由）

(2) 今まで対象となっていない地域を追加する場合

① 今般追加を希望する地域が次のいずれの区分に該当するか、御記入いただきたい。

- a 豪雪地帯対策特別措置法（平成 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された豪雪地帯
- b （同上）同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯
- c 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地
- d 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
- e その他の区域

② 人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由となる客観的なデータが記載された書類をご提出いただきたい（別紙可。様式自由）。

（例）

- ・ 同一県内の市区町村で当該告示の対象となっている市区町村における人口密度との比較したもの
- ・ サービス提供事業者において、当該区域内の利用者にサービスを提供した場合にあっては、交通に係る所要時間（推計）

厚生労働省老健局

介護制度改革本部事務局

南 孝徳

Tel03 - 5253 - 1111（内線）2180

Fax03 - 3595 - 2186

以上